

豊橋市教育委員会

教育長 加藤 正俊 様

本市の「芸術文化の振興」について（提言）

芸術文化環境の整備と市民芸術文化意識の醸成 ～美術博物館を核として～

平成26年3月

豊橋市社会教育審議会

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| I はじめに | 1 |
| II 本市における「芸術文化の振興」の現状と課題 | 2 |
| 1 現状 | |
| 2 課題 | |
| III 課題に対する具体的な提案 | 4 |
| 1 芸術文化の教育・普及活動の充実 | |
| 2 次代の芸術文化を担う人材の育成 | |
| 3 市民の芸術文化活動の推進 | |
| 4 美術博物館の整備充実 | |
| 5 美術博物館の機能充実 | |
| IV 芸術文化の振興のための今後の方向性——結びにかえて | 6 |
| 【付属資料】 | |
| 会議経過 | |
| 委員名簿 | |

I はじめに

平成 13 年、文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定され、国と地方公共団体の文化行政に対する責務が明確に示された。また平成 18 年に改正された「教育基本法」の前文には、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」とある。平成 21 年に内閣府が実施した「文化に関する世論調査」によれば、日常生活の中で優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」と考える国民は約 9 割となっている。そのような中で、愛知県では 3 年に一度の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」が地域や企業、県民を巻き込んで大々的に開催され、人々の芸術文化への関心が高まりつつある。

豊橋市では平成 23 年 3 月に「豊橋市教育振興基本計画」が策定され、その中で「芸術や文化は、市民の暮らしの質を高め、豊かな心を育むとともに良好な都市のイメージを形成する上で重要な役割を果たす。」と謳っている。

そこで当審議会は、平成 24・25 年度において、本市教育振興基本計画の「芸術文化の振興」の基本施策に基づき、芸術文化によって人々が創造力を育み、表現力を高め、多様性を受け入れる心豊かな社会を実現するために必要な基盤整備や環境の形成について美術博物館事業を中心に検討を行った。

II 本市における「芸術文化の振興」の現状と課題

1 現状

本市における芸術文化の発信と交流の拠点である美術博物館は、市制70周年記念事業の一環として建設が決められ、緑豊かな豊橋公園（吉田城址）の一角に昭和54年6月1日に開館した。

以来、郷土ゆかりの美術・歴史・考古・民俗の各分野を中心に、調査・研究・収集・保存・展示を行うほか、講演会や講座の開講など普及活動にも取り組んできた。また、国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供するほか、近年では、“誰もが楽しめる美術博物館”をめざして、「海洋堂の軌跡展」(2006)、「こどものとも絵本原画展」(2008)、「トリック・アートの世界展」(2009)、「文化人・芸能人の多才な美術展」(2012)、「ハローキティアート展」(2013)など、幅広い年齢層や家族で楽しめるポピュラリティある展覧会を開催してきた。

また、市民の芸術文化活動を促進するため、創作作品の発表の場としての役割も果たしている。

経済発展により、物の豊かさから心の豊かさへと価値観の転換が進み、現代においては創造的な感性や個性がいっそう尊重されている。市民の暮らしの質を高め豊かな感性を育むとともに、まちを活性化させ良好な都市のイメージを形成するために、芸術文化は重要な役割を担うものである。

しかしながら現状では、その重要性や必要性が十分に理解され、芸術文化が市民生活に溶け込んでいるとは言いがたい。人々が心豊かに暮らす都市形成の一助として、芸術文化に親しむ環境づくり、芸術文化活動による人材育成や生涯学習支援、老朽化した施設の改修が必要となっている。

2 課題

芸術文化の振興にあたっては、芸術文化に親しむ人の裾野の拡大や、伝統文化の継承と新たな芸術創造を担う人材の育成が必要である。そのために、鑑賞機会の充実や、制作・参加型のワークショップの開催など、身近に芸術文化に接することができる環境の整備が求められる。

こうした中、次に示す点が課題となっている。

(1) 市民が芸術文化に親しむ機会の充実と裾野の拡大

いつでも優れた美術作品を鑑賞したり、郷土の歴史を学んだりできる環境を整備することが必要である。魅力ある企画展を開催するとともに、作品の理解を深める講座やワークショップ、コンサート等関連イベントなど普及事業の充実が求められる。

(2) 伝統文化の継承と新たな芸術創造に取り組む人材の育成

多感な青少年期に、「創作」、「鑑賞」それぞれの面からアウトリーチを行い、感性を育てることが重要である。そのために学校と美術博物館が相互連携し、子どもたちの思考力や創造力を培うことが必要である。

(3) 老朽化した美術博物館の計画的な整備・改修

市民共有の財産である貴重な資料を未来へ橋渡しすることは社会から託された博物館の責務である。開館から35年が経過し、施設の老朽化が著しく改修が必要となっている。あわせて利用者が楽しく鑑賞し、快適に過ごすことのできる環境整備が必要である。

III 課題に対する具体的な提案

地域の人々や子どもたちの生涯学習の拠点としてソフト・ハードの両面から環境整備を行い、芸術文化によって暮らしに安らぎと潤いを創出する美術博物館をめざす。

1 芸術文化の教育・普及活動の充実

日々の暮らしのなかで自然美に感動したり、家族で美術館や博物館に出かけ芸術文化に親しんだりすることで子どもの感性が育まれていく。しかし、すべての家庭で同様の教育を行うことは難しく、生涯学習の基礎を培う学校教育との相互連携は今後ますます重要である。青少年期の鑑賞教育や創作活動によって、思考力、創造力、感受性、自立性、共感性などが培われる。

そのために美術博物館と学校は連携を強化し、子どもたちが平等に芸術文化にふれることができる仕組みづくりを行うことが重要である。同時に、必要な教育予算を確保し、携わる専門職員の充実など、教育・普及活動のための環境整備を図ることが必要である。

<参考> 『「子どもの時に美術館を訪れた人は、将来も自分の子どもとともに 100% 美術館を訪れる」というオランダの統計があり』、『アメリカでは、美術館来館者の実に 60% が家族連れであるという統計』が出ている。(菱豐「社会教育における美術館の役割」社会教育 2013-4 号)

2 次代の芸術文化を担う人材の育成

伝統文化を継承し、新たな価値観を生み出す独創的な芸術を創造する人材の育成を行うためには、子どもたちができるだけ幼少期から「ほんもの」の芸術文化に接し、親しむ機会を充実させることが重要である。

地域の歴史や美術について興味をもって学べるよう鑑賞支援を行い、好奇心を高め理解を深めるとともに郷土への愛着心を育てることは、地域の芸能文化の継承・発展の礎となる。あるいは、作家本人による鑑賞教育や体験型ワークショップなど、家族ぐるみで美術博物館へ足を運ぶ機会を創出することは次世代の人材育成に有益だと考えられる。

芸術文化にふれて感性を磨き、思考力、創造力を養った子どもたちは、のちに社会で出会う様々な障害をも乗りこえる觀知を身につけ、やがては世界に通じる優れた芸術文化や新しい産業を創造していくであろう。

3 市民の芸術文化活動の推進

芸術文化活動に参加し、充実感や達成感を味わうことは、自己啓発や生涯学習にとって有意義である。青少年、高齢者、障がい者を含め広く市民が気軽に芸術文化にふれることができるよう、初心者向けの講座や鑑賞会、参加体験型の事業を実施し愛好者の拡大を図る。

そのほか、高校生や学生など若手の活動支援として創作や発表の場を提供したり、個人や団体が行っている様々な芸術文化活動の情報を提供・発信したりして、多くの参加を促すことが必要である。

4 美術博物館の整備充実

施設面においては、芸術を鑑賞するのにふさわしい環境を整備することが第一に必要である。作品の魅力が最大限に發揮される展示環境、安全かつ適切に保管ができる収蔵設備、キッズサロンや創作室、アートライブラリー、カフェやショップなど幅広い世代のニーズに応える教育普及設備など、来館者の利便性と快適性を向上させるための整備充実を図る。

また、研究・収集・展示活動等を充実させるため、市民ギャラリー機能を独立させる。さらに将来的には、美術と歴史を分離させ、美術館、歴史博物館をそれぞれ整備し、各館の活動を発展させることが望ましい。豊橋のシンボルとなる美術館・博物館を作り、特色あるコレクションをシティプロモーションに活用してまちの活性化にもつなげる。

5 美術博物館の機能充実

美術博物館の根幹をなす研究・収集・展示活動について一層の充実を図る。

研究活動では、地域の住民や大学、作家、他館学芸員との連携を図り共同研究を行うなど広域的な活動も視野に据え、収集活動では購入のほかに個人や企業からの寄附・寄託を積極的に受け入れ、資料の充実を図る。資料保全のために保存科学の知識を有する人材も必要である。展覧会では新たな価値を提示し、専門のエデュケーターによる教育プログラムの開発や指導をあわせて行うことが必要である。また、デジタル・アーカイブ化を推進して収蔵資料をホームページ上で閲覧可能にし、情報を公開・還元することで市民の知的欲求に応え生涯学習に役立てることも重要である。

IV 芸術文化の振興のための今後の方向性 —— 結びにかえて

芸術文化は、個人と地域の幸福と発展のために今後一層の振興が期待されている。そのために最も大切なことは、市民が芸術文化に関心と親しみを持ち、身近に感じることである。しかしそうした感性や素養は一朝一夕にできあがるものではなく、家庭や学校、美術館・博物館における青少年期の教育が大きな役割を果たしている。

また、芸術文化は「作り手」と「受け手」の両者によって成り立つものである。「創作」と「鑑賞」の双方から、個々の感性を培い、コミュニケーション能力を高め、批評的思考を育て、創造力を涵養することができる。

現在、美術館や学校における美術鑑賞教育への取り組みは少しづつ広がりをみせているものの、「絵の見方がわからない」、「美術館は敷居が高い」という声は依然として多く聞かれる。しかし、音楽や文学では、「聴く」ことや「読む」こと、つまり「創作」よりも「鑑賞」を楽しむ人のほうが多いように、美術の鑑賞もじつはそれほど難解なものではなく、誰もが自由気ままに楽しんでよいものだということが一般に広く理解されるようになることが望ましい。

一方「創作」行為では、言葉にできない感情を素直に表現したり、表現することで自分の思いに気づいたりすることができる。「創作」は自己と向き合う手段であり、今日では心の緊張をときほぐすアートセラピーとして精神医学にも導入されている。

人は芸術文化活動に参加することにより、感動・癒やし・慰め・勇気・活力・思慮など様々な示唆を与えられ、「生きる力」を享受するはずである。

芸術文化の薫るまちづくり、心豊かな人づくりのための今後の方向性として、とくに青少年に対する長期的な展望にもとづく教育や文化施策を継続的に行うこと、貴重な資料や文化財を未来へ継承し、新たな芸術を創造する人材を育成すること、市民が気軽に美術博物館を訪れ芸術文化に親しむ環境を整備することが重要であると考える。これらが今後、実現に向けて十分に検討されることを要望し、本審議会の提言とする。

【付属資料】

会議経過

平成 24 年度 社会教育審議会

○第 1 回 平成 24 年 7 月 13 日

- ・豊橋市社会教育審議会正・副会長の互選について
- ・豊橋市社会教育審議会の役割と経緯について
- ・豊橋市教育委員会の予算について
- ・豊橋市社会教育審議会テーマ案について

○第 2 回 平成 24 年 10 月 12 日

- ・豊橋市美術博物館見学

○第 3 回 平成 24 年 12 月 21 日

- ・本市の芸術文化の振興について

○第 4 回 平成 25 年 2 月 8 日

- ・本市の芸術文化の振興について

平成 25 年度 社会教育審議会

○第 1 回 平成 25 年 7 月 10 日

- ・豊橋市社会教育審議会正・副会長の互選について
- ・本市の芸術文化の振興について

○第 2 回 平成 25 年 10 月 30 日

- ・豊田市美術館見学

○第 3 回 平成 25 年 12 月 20 日

- ・本市の芸術文化の振興について

○第 4 回 平成 26 年 2 月 28 日

- ・本市の芸術文化の振興について

豊橋市社会教育委員名簿

| 氏名 | 役職名 | 任期 |
|--------|---------------------|------------------|
| 小久保 恵司 | 豊橋市立小中学校長会副会長 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 林 克元 | 豊橋市校区社会教育委員会連絡協議会会长 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 木所 壮太 | 豊橋市小中学校PTA連絡協議会顧問 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 福井 靖 | 豊橋市子ども会連絡協議会会长 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 天野 高廣 | (財)豊橋市体育協会評議員 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 仲井 和子 | 豊橋市図書館協議会委員 | H24.7.1～H25.6.30 |
| 吉田 和代 | 豊橋市図書館協議会委員 | H25.7.1～H26.6.30 |
| 宮田 正人 | 豊橋市美術博物館協議会委員 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 大谷 順子 | 豊橋市自然史博物館協議会委員 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 加島 大輔 | 愛知大学助教 | H24.7.1～H26.6.30 |
| 杉原 興一 | 学識経験者 | H24.7.1～H26.6.30 |

平成 26 年 3 月

発 行 豊橋市社会教育審議会

事務局 豊橋市教育委員会

教育部 生涯学習課

豊橋市今橋町 1 番地

T E L 0532-51-2849